

# 尼崎市嘱託職員労働組合 との交渉状況

平成 26 年度第 5 号  
通 算 第 1 1 号  
平成 26 年 11 月 27 日  
尼崎市総務局  
人事管理部給与課

## 平成 26 年 12 月期の割増報酬等について

11 月 13 日午後 7 時 40 分から午後 9 時まで、立花地区会館大会議室において、平成 26 年 12 月期の割増報酬等について交渉を行った。

### 今回の交渉の主な目的

平成 26 年 12 月に支給する割増報酬等及び賃金・労働条件に関する要求書等について、平成 27 年度向けの報酬改定について増額の提示を行ったうえで、前回に引き続き協議を重ねた。

### 組合への提案

(回答メモ)平成 27 年度向け嘱託員の報酬改定について(メモ)

[別紙 1](#)

### 具体的な交渉内容

#### 1 報酬月額の変改定及び平成 26 年 12 月に支給する割増報酬について

##### 協議の要旨

平成 27 年 4 月からの報酬月額について約 0.27%改定する回答を示したうえで、具体的な協議を行った。

尼崎市嘱託職員労働組合の主張	当局の回答
<b>報酬月額の変改定について</b> 前回交渉時、割増報酬 0.09 月分の増額は提示されたものの、報酬月額の変改定がなかったことから、さらなる改善を求めた結果、今回報酬月額の変改定が示されたことについては感謝している。 報酬月額の変改定に当たっての考え方を教えてほしい。	報酬月額については、人事院勧告率をベースとして改定するが、算出の際には十円単位を四捨五入して端数調整を行い、百円単位を基本としている。 なお、本日、回答した内容は、前回の交渉での議論を踏まえ、改めて内部での調整を行い、我々としてできる限りの努力を行ったものであり、ご理解いただきたい。
昭和 28 年 4 月 1 日以前生まれの再雇用嘱託員のみ、引上額が 400 円と少ないのは納得できない。	報酬改定に当たっては、人事院勧告率をベースに改定することとしており、もとの報酬月額に応じて、引上額に多寡が生じるものである。

<p>再雇用嘱託員については、生年月日により報酬月額に大きな差があること自体がそもそも問題である。同一価値労働同一賃金の原則から、較差をなくすべきである。</p>	<p>昭和 28 年 4 月 2 日以後生まれの再雇用嘱託員からは、無年金期間が生じる状況になることを踏まえて、一部年金を受給することができた従来の報酬月額よりも高く設定したものであり、組合の主張するような較差だとは考えていない。こうした報酬設定が同一価値労働同一賃金の原則に反するという主張を続けるなら、従来の水準に一本化せざるを得なくなるが、それでよいということか。</p>
<p>他都市では報酬設定にあたって経年加算を導入した上で、再雇用嘱託員についてはその中で 1 ランク下げるという対応をとっている例もあると聞いている。同じような対応を考えていただきたい。</p>	<p>同一価値労働同一賃金の原則を主張する一方で、そのような主張をするのは矛盾しているのではないか。</p>
<p>雇用主として、生活できるだけの報酬設定としてほしいと言っているのである。今の水準は低すぎる。</p>	<p>無年金期間が生じることとなることを前提に、再雇用嘱託員の報酬月額区分を新たに設定したものであり、それぞれの水準についても適正な範囲内であると認識している。</p>
<p>嘱託員は年度ごとに委嘱又は更新をしているのであるから、60 歳という定年にこだわらず、65 歳まで定年を延長し、定年前の水準を維持すればよいのではないか。</p>	<p>定年延長については、民間企業の状況等を踏まえ、国において定年が延長されることになれば、本市でも国に合わせた見直しを検討する大きな要素にはなると思うが、現時点では現行の制度運用が一般的であると認識している。</p>
<p><b>割増報酬について</b></p> <p>C ランクについては、割増報酬の支給月数が依然として低位に置かれている。C ランクは重い職責を担っているのであるから、B ランクと同率としていただきたい。</p>	<p>C ランクの支給月数を B ランクに近づけることについて、例えば、割増報酬の増額の機会を捉えて、その増額分相当について、それぞれのランクの増額割合を変えることで、その差を縮小させるような要求については否定しない。</p>
<p>来年 6 月期の割増報酬 0.06 月分の増額についても、確実な実施を視野に入れて考えていただきたい。</p>	<p>前回の交渉においても申し上げたとおり、昨年度に人事院勧告がない中で特例的に増額改定を行ったことを踏まえると、来年 6 月期の増額は困難であるというのが現時点での考え方である。もっとも、割増報酬については、それぞれの支給期における労使交渉で協議し、その時々的情勢に応じて決定していくことから、来年 6 月期においても、改めて協議していく考えに変わりはない。</p>

<p>昨年度の割増報酬増額については、労使交渉の結果として達成されたものであり、来年6月期の割増報酬とは関係ないものであるというのが組合の考えである。</p>	<p>我々の考え方は今申し上げたとおりであるが、組合がそのような考え方を持っているということは受けとめておく。</p>
---	---

**課題解決への方向性**

当局は、現在提示している内容が最終回答であり、12月10日に割増報酬を支給するためには、諾否期限までに判断を行うよう求めた。

**2 賃金・労働条件に関する要求書について**

尼崎市嘱託職員労働組合の主張	当局の回答
<p><b>感染症に係る特別休暇及び私療休暇について</b></p> <p>制度改善のために組合として十分に精査できていない点もあるため、来年4月導入を目指して、今後努力していきたいと考えているが、当局は前回交渉から考えに変更はないか。</p>	<p>組合からの調査結果を受けて、改めて協議の場を設けていく姿勢であることに変わりはない。</p>
<p><b>報酬設定の考え方について</b></p> <p>組合としては、今後も嘱託員の賃金水準を正規職員の4分の3とすることや、経年加算の導入といった報酬設定の考え方について協議していきたいと考えている。</p>	<p>法の範囲内でのより良い制度運用があれば、それについて協議していくこれまでの姿勢に変わりはない。</p>
<p>長く仕事に携わるほど、経験が蓄積され、仕事内容も良くなっていくと感じている。それを賃金に反映させるためにも、阪神間の他都市のように経年加算を導入すべきである。</p>	<p>非常勤特別職である嘱託員については、1年ごとに報酬を加算していくことは馴染まないものと考えている。</p>
<p>本市でも児童ホーム等では経年加算が導入されているのであるから、調理師にも導入してほしい。調理業務が複雑化してきている中で円滑に対応できているのは、これまで経験を蓄積してきたからと感じている。</p>	<p>組合からそのような意見があったことは受け止めておくが、そのようなことは考えていない。</p>
<p>調理師については、嘱託員だけでなく正規職員もいるのであるから、特別職として整理するのではなく、短時間の一般職として整理すればよいのではないか。</p>	<p>正規職員と嘱託員は職責が異なっており、そのようなことは考えていない。</p>

以上  
(給与課)



## 平成 27 年度向け嘱託員の報酬改定について（メモ）

H26.11.13

平成 27 年度の嘱託員報酬について、次のとおり改定する。

## 1 改定内容

区分		現行報酬 (円)	改定後報酬 (円)	引上額 (円)
B ランク	定額	173,800	174,300	500
	5 年未満	168,100	168,600	500
	5 年以上	173,700	174,200	500
	10 年以上	178,200	178,700	500
	15 年以上	181,800	182,300	500
	20 年以上	184,300	184,800	500
	25 年以上	185,800	186,300	500
C ランク		192,900	193,400	500
D ランク		212,400	212,900	500
E ランク		241,200	241,900	700
再雇用	S28.4.1 以前生まれ	150,200	150,600	400
	S28.4.2 以後生まれ	173,800	174,300	500

## 2 適用日

平成 27 年 4 月 1 日

## 3 諾否期限

平成 26 年 11 月 14 日（金）

以 上  
( 給与課 )



## 妥結事項

11月6日及び13日の2回にわたる交渉の結果を受け、11月14日に次の項目について妥結に至った。

### 1 割増報酬（ボーナス）[平成26年12月10日支給]

支給率等

ランク	支給月数（額）	前年度
B	1.90月分（319,390～353,020円）	1.81月分（304,261～336,298円）
C	1.66月分（320,214円）	1.57月分（302,853円）
D	定額（297,000円）	定額（281,000円）
E	定額（282,000円）	定額（266,000円）
再雇用	定額（271,000円）	定額（255,000円）

### 2 通勤に係る費用弁償[平成27年4月1日実施]

通勤のため交通用具を使用する嘱託員の通勤に係る費用弁償について、次のとおり改定する。

使用距離（片道）	現行	改定後	引上額
1 km以上 5 km未満	2,000円	2,000円	0円
5 km以上 10 km未満	4,100円	4,200円	100円
10 km以上 15 km未満	6,500円	7,100円	600円
15 km以上	8,900円	10,000円	1,100円

### 3 報酬月額[平成27年4月1日実施]

平成27年度の嘱託員報酬について、次のとおり改定する。

区分		現行 （円）	改定後 （円）	引上額 （円）
Bランク	定額	173,800	174,300	500
	5年未満	168,100	168,600	500
	5年以上	173,700	174,200	500
	10年以上	178,200	178,700	500
	15年以上	181,800	182,300	500
	20年以上	184,300	184,800	500
	25年以上	185,800	186,300	500
Cランク		192,900	193,400	500
Dランク		212,400	212,900	500
Eランク		241,200	241,900	700
再雇用	S28.4.1以前生まれ	150,200	150,600	400
	S28.4.2以後生まれ	173,800	174,300	500